

## 計算書類に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記  
該当なし
  
2. 重要な会計方針
  - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
満期保有目的の債券（取得価額）
  - (2) 固定資産の減価償却の方法
    - ①有形固定資産  
残存価額を0円とした定額法。償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却する。
    - ②無形固定資産  
残存価額を0円とした定額法。
  - (3) 引当金の計上基準
    - ①退職給付引当金  
職員に対して将来支給する退職金のうち、当会計年度までに負担すべき額を「全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度」により算出した額を計上する。
  
3. 重要な会計方針の変更  
該当なし
  
4. 法人で採用する退職給付制度  
全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度に加入し、退職手当の額等は全国社会福祉団体職員退職手当積立基金約款の定めるところによる。対象となる職員数は、70名である。
  
5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分  
当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。
  - (1) 法人全体の計算書類（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）
  - (2) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
  - (3) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
    - ①法人運営事業拠点区分  
・法人運営サービス区分
    - ②地域支援事業拠点区分  
・地域福祉ネットワークサービス区分  
・高齢者等支援サービス区分  
・ボランティアセンター活動サービス区分
    - ③生活支援事業拠点区分  
・総合相談サービス区分  
・権利擁護サービス区分  
・地域生活支援サービス区分
    - ④共同募金配分金事業拠点区分  
・共同募金サービス区分
    - ⑤老人福祉センター等運営事業拠点区分  
・老人福祉センター市姫荘サービス区分
    - ⑥養護老人ホーム経営事業拠点区分  
・養護老人ホームサービス区分
    - ⑦特定施設入居者生活介護事業所経営事業拠点区分  
・特定施設入居者生活介護サービス区分
    - ⑧介護老人福祉施設経営事業拠点区分  
・特別養護老人ホーム（多床室）サービス区分  
・特別養護老人ホーム（ユニット型）サービス区分
    - ⑨在宅介護支援事業拠点区分  
・短期入所生活介護サービス区分  
・老人通所介護サービス区分  
・居宅介護支援サービス区分  
・訪問介護サービス区分
    - ⑩障害者在宅介護推進事業拠点区分  
・障害福祉サービス区分  
・指定特定相談支援サービス区分
    - ⑪地域貢献推進事業拠点区分  
・食事サービス区分

・福祉移送サービス区分

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	2,000,000	0	0	2,000,000
合 計	2,000,000	0	0	2,000,000

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し  
該当なし

8. 担保に供している資産  
該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
構築物	1,976,100	1,504,792	471,308
車輛運搬具	22,992,705	20,506,168	2,486,537
器具及び備品	64,651,527	51,374,825	13,276,702
ソフトウェア	4,880,900	4,367,415	513,485
合 計	94,501,232	77,753,200	16,748,032

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高  
該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
平成23年東京都債20年	47,318,800	40,000,000	△7,318,800
合 計	47,318,800	40,000,000	△7,318,800

12. 関連当事者との取引の内容  
該当なし

13. 重要な偶発債務  
該当なし

14. 重要な後発事象  
該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び  
純資産の状態を明らかにするために必要な事項  
該当なし